

議案第 6 6 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

1 当事者

原告 岬町

被告

2 事件名

損害賠償請求事件

3 請求の趣旨

- （１）被告に対し、金 4 0 0 万 4 8 8 0 円の支払いを求める。
- （２）被告に対し、上記（１）に対する令和 6 年 7 月 3 日から支払済みまで年 3 % の割合による遅延損害金の支払いを求める。
- （３）被告に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- （１）弁護士を訴訟代理人と定める。
- （２）第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要が有ると認めた場合は上訴するものとする。

提 案 理 由

被告は、E－ONE株式会社の唯一の取締役として、E－ONE株式会社が所有する本件土地の適正な管理を行う義務を有しているにも関わらず、本町の再三の指導を放置し、本件土地の管理を全く行わずに土砂崩れが発生した。

被告には、取締役として任務懈怠についての悪意重過失が存することが明らかであることから、本町は、会社法の規定に基づき、損害賠償金等の支払いを求める訴えを提起したく、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【訴えの提起に至った経過】

- 平成30年 7月 淡輪1063番地の1（以下「本件土地」という。）から落石。
- 11月 法面が崩れかけており、所有者であるE－ONE株式会社（以下「E－ONE」という。）に、法面の適正管理の指導・助言のため、通知書を送付。（その後、法面崩落が起きるまで計4回、通知書を送付）
- 令和 2年 7月 本件土地の一部の法面が崩落。
土砂撤去及び大型土のう設置等の応急復旧工事を実施。
- 令和 3年 3月 落石防護柵設置工事を実施。
- 令和 4年 3月 訴えの提起に係る議会の議決。
大阪地方裁判所岸和田支部に損害賠償請求訴訟を提起。
- 令和 6年 1月 判決言渡。
- 判決内容（主文）
- 1 被告は、原告に対し、400万4880円及びこれに対する令和3年11月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 3 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。
- 令和 6年 4月 弁護士より督促文書送付。
- 令和 6年 5月 弁護士よりE－ONEの銀行口座情報を調査。
- 令和 6年 7月 弁護士より再度の督促文書（賠償金が支払われない時は、代表取締役を提訴する可能性があることを記載）を送付するが賠償金は支払われず。

【事件の背景】

E－ONEは、平成24年頃から法人として活動しておらず、また、被告は、E－ONEの唯一の取締役である。

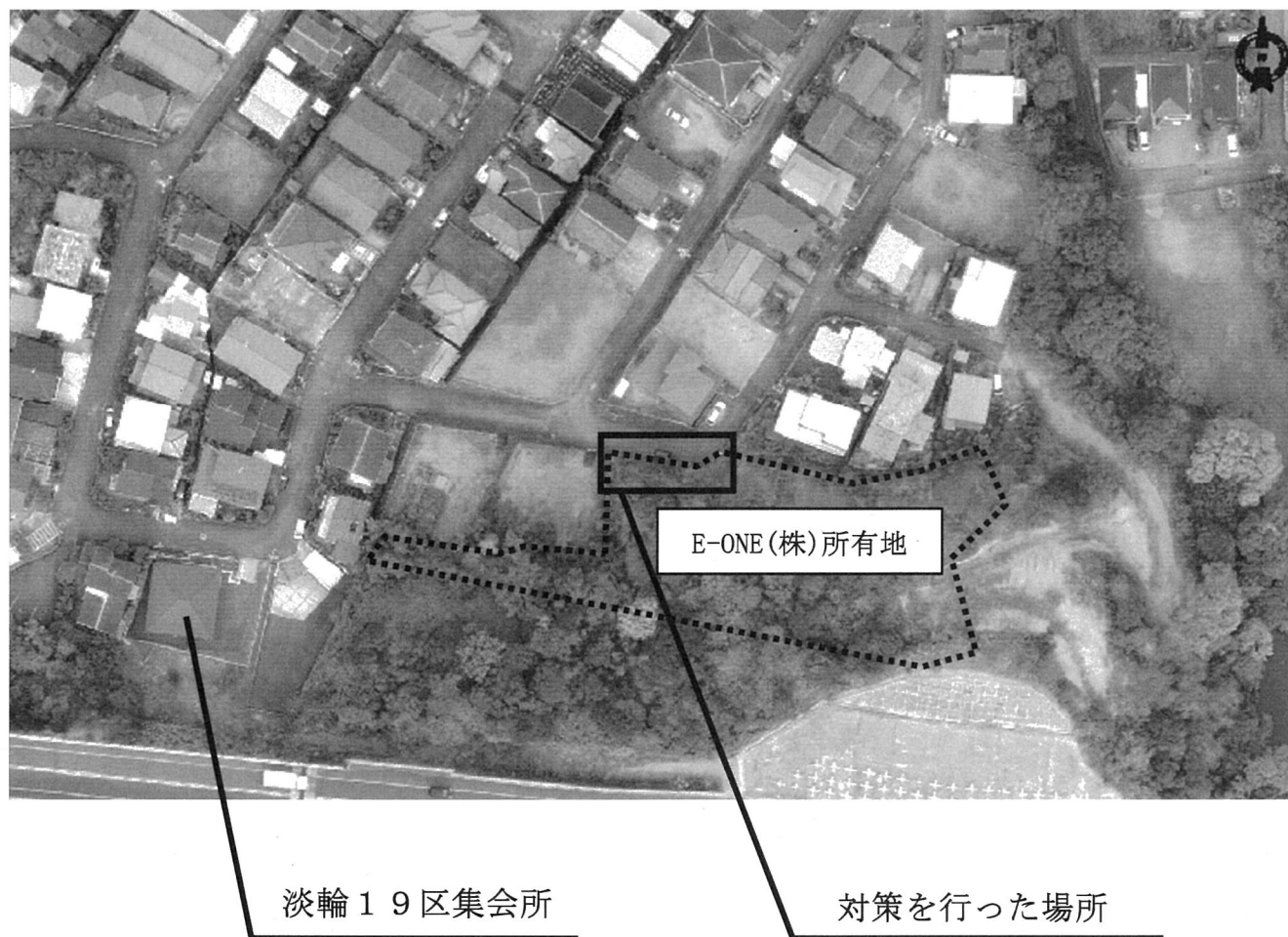
E－ONEが所有する本件土地に対し、平成30年以降、本町は、E－ONEに適正な管理を繰り返し求めてきたにも関わらず、これを放置して本件土地の管理を全く行わず、令和2年7月15日に土砂崩れが発生した。

本町は道路管理者として、E－ONEに代わり町道を安全に通行が出来るよう必要な安全対策工事を行うと共に、本町はE－ONEに対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を行い、令和6年1月18日に勝訴判決を得て、本町は、損害賠償請求権400万4880円を有した。

その後、再三の支払督促にも関わらず、E－ONEからは損害賠償金の支払が一切行われていない。こうしたなか、E－ONEの唯一の取締役である被告は、本件土地の適正な管理を行う義務を有しているにも関わらず、義務を果たさずに本町の指導を放置し、本件土地の管理を全く行わずに土砂崩れが発生したものであるから、被告には、取締役として、任務懈怠についての悪意重過失があることは明らかである。

よって、本町は、被告に対し、会社法第429条第1項に基づき、400万4880円及びこれに係る遅延損害金の支払いを求める。

【対策を行った場所（岬町 淡輪 1063番地の1 の一部）】



【対策を行った内容】

